

令和5年度

町政執行方針
教育行政執行方針

美 瑛 町

目 次

- 1 令和5年度 町政執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～ 9
- 2 令和5年度 教育行政執行方針・・・・・・・・・・・・ 10～14

1 令和5年度 町政執行方針

はじめに

令和5年第4回定例会に当たり、本年度の町政執行及び主要な施策の概要と今後4年間にわたる町政運営に対する所信の一端を申し上げ、町議会議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、先の町長選挙におきまして、町民の皆さまから温かく力強い御支援、御支持をいただき、2期目の町政運営の任に就かせていただくことになりました。改めて、この厳しい時代に、先人の努力で創り上げてきた美瑛町の町政を担う職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

これまでの4年間、「町民の皆さまのため」という一心で誠心誠意、町政運営に取り組んでまいりました。

一方でこの間、社会は大きく変化し、長期化するコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響によるエネルギー・食料価格等の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退の懸念など新たな課題にも直面し、不安定で先を見通すことが大変難しい時代になりました。

町政は、町民生活に直結しているものであり、様々な課題や状況を的確に捉え、迅速に対応するとともに、将来にわたって継続的に手掛けていくべき数多くの取り組みもしっかりと進めていかなければなりません。

町民の皆さまの暮らしと地域産業をしっかりと守り、町民の皆さまが「住み続けたいまち」、町外から「憧れの地」として発展し続ける「丘のまちびえい」の未来創造のため、引き続き町民主体のまちづくりを基軸とした改革を続け、全力を尽くしてまいります。

町政に臨む基本姿勢について

国全体で経験したことのない人口減少の危機に直面し、そして美瑛町は地域の暮らしや経済など幅広い分野において活力の低下が懸念されています。

加えて高齢化が進行する中で、いま大切なことは、本町に暮らすあらゆる世代の方々が豊かな自然環境の下で、安心して暮らせる活力に満ちた地域を自らの手で築いていくことです。

高齢者の方々が健康に暮らし、若者がいきいきとやりがいをもって仕事に励み、子どもたちが健やかに育つことができるよう、高い目標を持って果敢にチャレンジしていくという姿勢で取り組みを進めてまいります。

私たちを取り巻く社会情勢は、社会の様々な分野での人工知能の活用・普及といった情報技術の革新や国境を越えて人・モノが行き交う国際化の進展など、大きく変化し続けています。これからも速度を上げていくであろう変化に適應することが、将来の本町を築いていくために必要であり、常に時代の先を意識した政策を立案し、勇気を持って展開していく考えであります。

その実現のため、「みんなでつくる」「世界に誇れる」「しあわせな」そして「未来につなぐ」のビジョンを描きながら、施策間の有機的な連携をより意識した政策を展開し、このビジョンを進化・発展させることで、「新しい美瑛」の次なるステージを目指してまいります。

町民の皆さまと力を合わせて本町の強みを最大限発揮すれば、新たな時代に躍動するまちづくりを実現していくことができると信じております。

豊かな自然環境や美しい景観、多くの地域資源といった本町の多様な魅力は、町民の皆さまが創意と工夫で磨き上げることで生み出されたものです。

これからも、町民の皆さまと共に本町の可能性を更に引き出し、新しい時代にふさわしい、活力に満ちた美瑛町を築いていくために、未来を切り拓く施策を展開してまいります。

主要な施策の具体的な推進方策について

以下、令和5年度の町政の各分野にわたる主要な施策の具体的な推進方策について申し上げます。

1. ひとに優しい支え合いのまち

優しさと寛容さのあるまちづくりを進めます。幸福度を高める「幸せと健康のまち」を実現するため、縦割りではなく横断的な取り組みを進めてまいります。

地域福祉については、誰もが安心して、住み慣れたまちで暮らしていけるよう、地域共生社会の構築を目指します。人口減少や人口構成の変化に伴う福祉関係従事者の不足によって、必要とされているサービスの提供が難しくなる恐れがあることから、福祉関係従事者の確保等の新たな支援に努めてまいります。

子ども・子育て支援については、保育所等の副食費完全無償化や妊娠確定前の初回受診費用の助成などを新たに行います。保育士の業務負担を軽減するための補助者配置支援策も新設し、切れ目のない子育て支援体制を整えてまいります。

高齢者福祉については、フレイル予防講座や地域サロン活動、ボランティアポイント事業等を推進して高齢者の活動支援に努めてまいります。また、健康

づくりについては、保健事業と介護予防を一体的に捉え、予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化の防止に重点を置いた保健事業を実施してまいります。障がい福祉についても、「手話言語条例」の制定に着手し、また、障がい者グループホーム施設整備補助事業により、ニーズに応じた地域生活支援の拠点整備を推進してまいります。

老人保健施設ほの香については、地域の高齢者の自立支援及び在宅療養支援を行っており、施設の屋上防水工事を始め、定期的に設備の更新を図ることで、快適なサービスの提供に努めてまいります。

町立病院は、地域医療の要として町民の健康を守る大きな役割を担っております。安心した暮らしを守るため、各医療機関や保健機関と連携し、充実した医療サービスの提供に努めるとともに、安定した病院経営を目指すべく収入の増加や経費削減等、経営の効率化を図ってまいります。

2. 笑顔あふれる育ちと学びのまち

芸術文化やスポーツに親しむ環境を更に整えます。芸術文化の振興については、美瑛の景観や風土をモチーフにした作品の展示会や現代アートに親しむ機会を設けてまいります。また、町民センター多目的ホールの照明器具LED化など施設整備にも努め、町内各団体の独自性や自主性を育み、自主運営に向けた継続的な支援を行ってまいります。

スポーツの振興については、子どもから高齢者まで幅広い世代へ生涯スポーツの関心を高めるため、スポーツを体験できる講座を開催し、心身両面の健康保持と増進を図ります。また、学校部活動では地域連携が求められており、町民の皆さまが生涯にわたって豊かなスポーツ・芸術文化活動を実現するため、地域内の連携・協働の在り方を検討してまいります。

スポーツイベントについては、引き続き運営体制や大会規模等の見直しを図るとともに、地域の特性をいかした魅力あるイベントを推進してまいります。

また、異世代交流を図り、明るく充実した家庭づくりと地域住民とのコミュニケーションを促す取り組みや、関係団体や大学機関等と連携した質の高い学習機会の提供を通じて、地域で活躍する人材を育ててまいります。

3. 地域資源をいかした産業のまち

基幹産業の農業の振興については、1経営体当たりの経営規模が拡大傾向にある中、農作業の省力化や効率化を図るための経営基盤の確保、地域における共同的な活動、営農支援組織の体制強化に対して、支援を継続してまいります。特に、スマート農業の普及に向けては、本町の課題を整理しながら、地域に適

した技術が導入されるよう検討を重ねてまいります。肥料価格の高騰については土壌分析や堆肥施用、緑肥活用に対する支援を継続し、持続可能な生産活動を支えてまいります。農地基盤整備では、朗根内南地区及び美瑛旭第1地区改良事業を推進し、今後事業を計画している地区においても地域協議を進めてまいります。

美瑛小麦やラスノーブル（グリーンアスパラガス）を始めとした本町自慢の農産物のブランド価値を守り育てていくとともに、その魅力を町内外に広く発信し、関係者が連携した取り組みを展開します。また、安定的な小麦生産に向けて環境整備を図ってまいります。

後継者・担い手対策においては、トマト生産を軸とした新規就農対策の見直しを図りながら、後継者の育成についても検討を進めます。また、多様な人材が農業の現場で活躍できる環境づくりのため、農福連携事業や女性農業者応援事業により支援してまいります。

畜産業については、美瑛牛乳生産安定支援事業を新たに実施するとともに、良質で安定した自給粗飼料の確保を図るため、草地畜産基盤整備事業の実施に向けた計画を策定します。さらに、白金牧場の施設を利用して畜産振興を図るとともに、多目的な利用の在り方について検討してまいります。

林業については、森林環境譲与税を活用した私有林等整備事業や担い手確保育成支援事業により、未整備森林の解消と造林事業地の創出に努め、森林の持つ多面的機能を発揮してまいります。森林資源の循環利用の推進に向けては、伐採後の造林に対して豊かな森づくり推進事業を活用した計画的な私有林整備を進めてまいります。

商工業の振興については、市街地の賑わいを創出するため、美瑛駅前、商店街周辺の再開発に向け、人の流れや歩行空間の課題を抽出し、都市空間の再編に向けた検討を行います。その第一歩として、観光客を商店街に誘客する上で支障となっている駐車場不足を解消するため、新たな駐車場を整備し、併せて商店街への人の流れを増やす取り組みを検討してまいります。

電子地域通貨（Beコイン）は、本格運営から今年で3年目を迎え、昨年度の利用額がおおよそ3億9千万円と、電子地域通貨の利用が広がり浸透してきており、チャージキャンペーンの効果的な実施や新たな取り組みを通して更なる利用拡大を図り、地域内経済の循環につなげてまいります。

町内で起業を目指す方の相談が増え、起業希望の移住者も少なくありません。これらの方々の確実な起業に向け、従来の支援策を再編して補助率や限度額を有利になるよう改定するなど積極的な起業支援施策に取り組んでまいります。

観光業の振興については、コロナ禍の影響が収まりつつあり、本年度は本格

的な観光の復活が期待されます。本町の豊かな観光資源を守り、持続可能な観光目的地の実現に向けた取り組みを推進する「美瑛町持続可能な観光目的地実現条例」が施行されました。本条例に掲げる基本理念の実現に向け、観光事業関係者と連携し、美瑛流観光ルールの策定を進めるとともに、増大する観光需要に対応するための安定した財源確保に向けた取り組みについても検討してまいります。

本年度から一般社団法人美瑛町観光協会に業務を移管した丘のまちびえいDMOと連携し、四季を通じた誘客と滞在時間の延長につながる体験コンテンツの創出に取り組むとともに、近年の観光客のニーズに応えられるよう市街地の賑わいづくりの検討と同時に四季の情報館の機能の充実を図るリニューアル事業の検討を進めてまいります。

観光客の増加によって発生が予想される渋滞等の影響を低減するため、主要な観光スポットにカメラを設置し、離れた場所でもリアルタイムで渋滞や人出の状況を確認できる可視化システムを導入してまいります。

昨年より作成を進めております「美瑛町自転車活用推進計画（仮称）」については、今年度中に策定し、快適な自転車利用環境の創出、地域の魅力をいかしたサイクルツーリズムの推進及び安全な自転車利用の普及啓発に努めてまいります。

現在休止している自然の村キャンプ場は、再整備に向け、新たなスタイルを提供できる観光施設となるよう検討してまいります。

町内2か所の「道の駅」については、それぞれの魅力を高められるよう運営に関するコンサルティングを行い、より質の高い観光目的地を目指してまいります。

4. 自然と共生し生活基盤が充実したまち

カーボンニュートラルと循環型社会の構築は喫緊の課題です。地域資源を最大限活用しながら、環境と経済の好循環による持続可能なまちづくりを進めるため、脱炭素政策に集中的に取り組んでいく専門部署を新設します。「美瑛町再生可能エネルギー導入目標」を策定するとともに、町内外のステークホルダーとの関わりを重視した新たな連携組織を設立し、地域全体での議論を進めてまいります。また、例えば地域材を有効活用した再生可能エネルギーの循環利用など、地域における二酸化炭素の排出削減を図ってまいります。

住環境の整備については、中長期的な視点で公営住宅等の整備に努めるとともに、住み慣れた住宅に安全で安心して暮らし続けることができる住環境の形成を目指します。住宅リフォーム等助成事業を中心に、既存民間住宅の長寿命

化を図り、安全・安心に住み続けることができる住環境整備を促進してまいります。

地域の憩いや交流の場である公園は、継続して憩ヶ森公園の整備を推進するとともに、より適正な維持管理を目指すため、「美瑛町公園施設長寿命化計画」を更新してまいります。老朽化が進んでいる公園トイレについては、計画的な更新を行い、本年度においては新栄の丘展望公園トイレを改修します。

環境衛生・廃棄物対策については、循環型社会を形成していくため、分別収集の徹底やごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動、資源回収活動の推進などを通じて、ごみを出さない生活習慣の意識を醸成し、更なるごみの減量化を図ってまいります。し尿・浄化槽汚泥については、昨年度から旭川市へ処理を委託しており、安定した収集・運搬体制を構築するとともに、浄化センター解体に向けた準備を進めてまいります。

地域交通については、本町を訪れる短期滞在者の課題の一つである移動交通手段を確保するため、カーシェアリング実証事業を進めるとともに、町民の皆さまや本町を訪れる方々が、効率よく便利に移動することができる次世代交通サービスの導入など、地域公共交通の在り方を検討してまいります。

上水道については、中長期的な財政運営及び水道施設の老朽化状況等を考慮した施設管理運営を図るとともに、効率的・計画的な水道施設の維持管理や更新を進めてまいります。下水道においては、マンホールポンプ所の更新工事を行い、持続的な下水道機能の確保と施設の生涯費用の低減を図ってまいります。

除排雪については、近年の異常気象に起因する大雪や暴風雪にも対応できる新たな除雪体制の構築を進め、子供から高齢者が冬期においても安心して日常生活が送れるよう、適切な除排雪に努めてまいります。

美しい村づくりについては、良好な景観や環境を守り、地域資源をいかしたまちづくりとして町民参加による活動等を促進するとともに、加盟町村と連携した交流事業やイベントを推進してまいります。

十勝岳ジオパークにおいては、関係機関・団体の皆さまと共に地域資源の魅力を守り、学び、広く発信する活動により、火山と共生する地域づくりを進めてまいります。

5. 安全で安心してらせるまち

災害に強いまちづくりについては、各地域や町内の小中学校等に出向き、町民の災害に対する意識や防災意識の高揚を図り、十勝岳の噴火や大雨などの自然災害が発生した際に被害を軽減できるよう「自助」「共助」「公助」の連携に努めてまいります。

治水対策では、国、北海道の河川管理者と連携するとともに、町河川の計画的な土砂上げ等を行い、健全な環境維持に努めてまいります。

交通安全対策については、北海道警察や交通安全対策推進協会等と連携を図りながら、啓発活動や交通安全教育を推進するとともに、交通死亡事故ゼロの維持を目指し、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努めます。また、改正道路交通法の施行により、自転車利用時のヘルメットの着用が努力義務化されたことから、ヘルメットの着用を推進する対策に取り組んでまいります。

防犯対策については、全国的に特殊詐欺被害が増加していることから、関係機関・関係団体等と連携した見守り体制の強化を図り、継続した啓発・広報活動を行うとともに、消費生活相談を始めとした生活に関わる各種相談体制の構築により、犯罪被害のない安全な地域づくりに努めてまいります。

6. 希望にみちた活気あるまち

町民・議会・行政の三者による新たな協働のまちづくりを実現していくため、本年度から施行した「美瑛町自治基本条例」の普及・啓発及び実践に努めます。

自治活動を取り巻く環境の変化により、自治組織が抱える課題も複雑化しています。地域での生活がより元気で快適になるよう、地域住民の交流を通じて地域コミュニティの持続的な発展を目指すモデル事業に着手するとともに、行政区等への交付金の一括化や集落支援員制度の導入等を検討してまいります。また、地域コミュニティの活性化を後押しするため、町民の皆さまが提案しやすい環境づくりや町民の皆さまにとって役に立つ役場組織の構築に努めてまいります。

人権への配慮については、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の導入を新たに検討してまいります。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により、行政事務の効率化や町民の皆さまの生活をより良いものへと変革していくことが求められることから、あらゆる分野におけるDX化の可能性を検討するため、新たに専門部署を設置し、DXの政策・施策への落とし込みと実行を加速化させてまいります。

移住定住については、移住の相談窓口を一元化した室を設置して推進してまいりました。昨年度には転出よりも転入の数が上回る社会増に転じるなど、成果は着実に表れています。本年度からは、住民生活課に移住定住推進の機能を移すことで、住民異動や住宅施策との連携をより強め、相談窓口としての充実を図り、移住相談者が求める就労・起業・住宅等の情報や本町の子育て支援・

福祉施策等の情報を提供・発信しながら、移住・定住地として選ばれるまちとなるよう取り組みを進めてまいります。

また、若年層の定住化においては、町内事業所等への就業を促進させて担い手の確保につながるよう、民間賃貸住宅助成制度や奨学金返還支援事業の継続とともに、生産人口の移住・定住を促進するため、北海道と協働で実施するU I J ターン新規就業支援事業を積極的に発信し、より人を呼び込む取り組みを推進してまいります。

テレワーク施設の利用推進については、施設利用者の所属する企業等が本町に対する共感を持ち、更なる関係人口化が図られるよう推進し、施策の相乗効果につながるよう取り組んでまいります。

関係人口の創出・拡大については、地域外の人材とつながる場を作り、育んでいくとともに、企業や大学との連携による各種交流イベントを開催し、本町の魅力を地域外からもPRできるよう推進します。また、SNSの効果的な活用を通じた本町のファンの拡大に向けた取り組みも検討してまいります。

地域活性化に寄与するふるさと納税の戦略的な拡充のため、業務全般を一般財団法人丘のまちびえい活性化協会へ委託し、本町が誇る豊富な農畜産物や魅力ある工芸品などの地場産品を返礼品として全国にPRします。また、企業版ふるさと納税制度を活用し、様々な企業との共創型のまちづくりを推進するため、新たなマッチング機会の創出・拡大を図ってまいります。

7. 行財政が健全で持続可能なまち

行財政の推進については、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、長期化したコロナ禍の影響や物価等の高騰に対する生活不安を払拭することに努めます。さらに、将来に向けた新たな需要を創るための投資を惜しまず実行し、あらゆる世代が安心して暮らしていける地域を創出するとともに、次世代につながることができる健全な財政状況が継続できるよう、より一層の財源確保や事業効率化に努めてまいります。

また、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、事務事業の見直しとともに、デジタル技術等の活用による住民の利便性向上と業務の効率化を図り、限られた人的資源を更なる行政サービスの向上につなげてまいります。

町税については、税法に基づいた適正な税務事務を行い、町財政の貴重な財源収入を確保するとともに、各種町民サービスの向上に役立てるよう努めます。また、地方税共同機構との連携による特別徴収税額通知の電子化など、税業務の電子化に取り組んでまいります。

予算執行に当たっては、経済循環や所得向上を図るための施策にスピード感

を持って取り組み、地域の持続可能性や将来負担の適正化を意識し、幸せなまちの創造に向けたまちづくりを推進してまいります。

むすびに

以上、令和5年度の町政執行に臨む所信並びに主要な施策の概要について申し上げます。

私は、これまで多くの町民の皆さまの声を伺い、対話を重ねてまいりました。確かに、美瑛町は多くの困難に直面していますが、他方で、変化の芽、未来に向けた希望もまた、多く生まれ始めているとも感じています。

多くの町民の皆さまの力を結集し、胎動し始めた新しい動きを、大きな流れにして、本町の未来を切り拓いていきたいと思えます。

これからも連綿と続いていく本町の歴史の中で将来、人々が振り返ったとき、あの時の努力が今日の本町の礎となっていると顧みられるよう、挑戦し続ける勇気と覚悟をもって、町民の皆さまと一つになって、その実現に全力を注ぐ決意であります。

「丘のまちびえい」は、先人たちが厳しい自然環境の中、まさに命を賭して今日の繁栄を築き上げてきた「挑戦の大地」であるとともに、豊かな自然と地域資源に支えられた「可能性の大地」でもあります。

先人達の様々な挑戦が、「丘のまちびえい」の価値を形づくってきました。困難な時にこそ、新たな発想が生まれ、将来につながる変革が生まれます。

町民の皆さまの安全・安心な暮らしをしっかりとお支えし、地域の未来を切り拓いていく。それが私たちの変わらぬ使命です。

美瑛町の未来のための「町民主体のまちづくり」。この姿勢を大切にしながら、一步一步、前に向かって歩んでまいります。

町議会議員各位並びに町民の皆さまのなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。令和5年度の町政執行方針といたします。

2 令和5年度 教育行政執行方針

はじめに

令和5年第4回定例会に当たり、令和5年度の教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

グローバル化やチャットGPTを始めとするICT技術やAIが急速に進化する一方で、地球温暖化や少子高齢化の問題など、社会情勢や人々の日常生活・価値観などは大きく変化しています。

これからは、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な未来の担い手となることが求められています。そして、そのためには、学校が質の高い教育を提供し、児童生徒がその学びを習得して活用できるようになることが重要です。

町の魅力や活力を創出し、郷土への愛着や誇りを持ちながら地域を支える持続可能な人材を育成するとともに、町長部局と連携を図り、町民一人一人がいきいきと学び続ける環境づくりを通して、心豊かに輝くまちづくり、人づくりに資する教育行政の充実と発展に取り組んでまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

【学校教育】

1. 社会でいきる力の育成

これからの社会では、知識・技能の習得のほか、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力などが求められています。

学力向上に向け、全ての小中学校で統一した学習規律を定めるとともに、主体的・対話的で深い学びによって、子どもたちに新しい時代に求められる資質・能力を育成します。全国学力・学習状況調査の分析結果を基に、全ての学校が自校の授業改善に努め、長期休業中に実施する小学生学習ルームや各中学校で行っている放課後学習などの取り組みによって、一人一人の基礎的学力の定着につなげてまいります。

子どもたちの学びへの興味・関心を高め、分かりやすい授業を展開するため、ICT機器を有効に活用するとともに、個別最適化な学びと協働的な学びを実施するため、児童生徒1人1台の情報端末を積極的に活用します。

子どもたちの自主的な読書活動を支援するために学校図書館へ図書司書を巡回させ、多様な子どもたちの視点に立った読書活動を支援し、豊かな感性や想像力を育ててまいります。

小学校では外国語が教科化されるなど、これからのグローバル社会を生きる子どもたちにとっては、英語が重要な学びとなっています。専門的に英語の授業を担う外国語専科教諭のほか、外国語指導助手を配置し、子どもたちが生きた英語に親しむ機会や外国の文化を学ぶ授業を通して、英語を用いて基本的なコミュニケーションができる児童生徒を育成するとともに、国際理解教育の推進に努めてまいります。

支援教育では、各学校のコーディネーターと連携し、全ての子どもの実態に即し、子どもの将来的な自立につながる合理的配慮がなされるよう、子ども自身や保護者の意向を最大限尊重し、適切な指導や支援体制の充実を図ります。

2. 豊かな人間性と健やかな体の育成

児童生徒の成長過程に応じた適切な指導の下、他人を思いやる心と健康な体を育むことは、自己実現を図る上で大変重要です。また、子どもたちが、郷土の良さを知り、今後のまちの在り方などについて探究的に学習することは、社会に参画しようとする姿勢を育てる上で重要であります。

このため、小学校3年生から6年生までの各成長段階に応じ、美瑛の自然や歴史・文化・先人について体験的に学び、郷土に愛着を持ち地域を愛する心や地域の人に対する思いやりの心を育成する「ふるさと学習」を実施するとともに、職場体験や地場産業への関わりなど児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」を進めてまいります。

道徳教育では、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら自己の生き方について考え、多様な人々と協働しながら生きていくための豊かな人間性、社会性を育む取り組みを進めてまいります。

いじめ問題については、「美瑛町いじめ防止基本方針」に基づき、学校や家庭、関係機関等と連携し、未然防止と早期発見、迅速で丁寧な対応に努めてまいります。

不登校傾向にある児童生徒への対応については、学校における丁寧な教育相談や家庭訪問を繰り返し行うとともに、新たに開設した「マイスペース」が児童生徒にとってより利用しやすい場所となるよう、子どもたちや保護者への周知に努めてまいります。

また、家庭環境などに課題が見られるケースにあっては、スクールソーシャル

ルワーカーやスクールカウンセラーを有効に活用するなど、悩みを抱える児童生徒や保護者との相談体制の充実を図ってまいります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果などの分析と活用を進めるとともに、ICTを効果的に活用した体育の授業を展開することを通して、個々の児童生徒が体力向上に向けた目標を持ち、日常的に運動に親しむ運動習慣の定着を目指します。

学校給食においては、恵まれた地元食材の活用・拡大に努めるとともに、地域の食文化や生産者への感謝と理解を深める食育を推進してまいります。

3. 学びを支える家庭・地域との連携・協働

子どもたちが様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携・協働することが重要です。

このため、学校経営に対する理解が深まるよう、学校だよりによる教育活動の情報発信など、開かれた学校づくりの取り組みを推進するとともに、より一層地域とともにある学校づくりを目指すため、全学校に設置しているコミュニティ・スクールの充実を図ってまいります。

また、子どもたちが休日を有意義に過ごすとともに、学校での学習を補充することができるよう「土曜学習」事業を引き続き実施してまいります。

幼児機関と小学校がそれぞれの指導方法を共有し、小学校入学前後の引継ぎが円滑に行なわれるよう細かなカリキュラムを定め、安心して学校生活を送られるよう、幼小教職員の一層の連携に努めます。小中学校の9年間を通じて一貫した指導体制を目指し、中一ギャップの未然防止に向けた中学校教員による小学校への「出前授業」や小中学校相互の授業公開を行なうなど、より一層の小中の連携を図ってまいります。

北海道教育委員会や上川教育研修センターなどが実施する各種研修事業への参加を促進するほか、保護者や地域から信頼されるような魅力ある学校づくりに資する教職員育成のため、教職員等研修会を引き続き実施してまいります。

また、子どもたちと向き合う時間を確保し、よりきめ細かな指導につながるよう学校全体で働き方改革を進め、教員が健康でいきいきとやりがいをもって職務に精励できるよう努めてまいります。

中学校における部活動の地域移行については、検討委員会を設置し、持続可能な地域スポーツの活動ができるよう関係団体等と協議してまいります。

4. 教育環境の充実

児童生徒の安全確保については、登下校時における街頭指導を始め、避難訓練や通学路の安全点検など関係機関と連携した安全確保の体制を充実してまいります。

保護者の経済的な負担を軽減するため、学校給食費の無償化やスキー授業におけるリフト代の助成、修学旅行費の一部助成などを継続してまいります。

学校施設については、児童生徒が安全で安心な環境で快適に学ぶことができるよう、必要な施設整備と維持補修を進めてまいります。

児童生徒の登下校を支えるため、スクールバスを運行するとともに、既存車両の維持補修に努め、安全運転の徹底を図ってまいります。また、遠方より通学し、さらに部活動をしている生徒の下校の支援について、保護者等の実情を鑑みて検討してまいります。

【社会教育】

5. 学びをいかす地域社会

令和7年度を計画期間としている「第10次社会教育中期計画」に基づき、町民一人一人の生涯学習の実践のために、途切れることのない学習機会の提供と活動の場の確保を行い、活力にあふれた豊かなまちづくりを目指した社会教育の推進に努めてまいります。

社会教育施設については、町民の学習活動の拠点や地域の交流の場として、これからも有効に活用されるよう情報発信の充実を図り、利用促進に取り組んでまいります。

公民館では、常に変化し続ける社会情勢を的確に把握しながら多様な学習ニーズに柔軟に対応し、親子を対象とした「親子クッキング」や成人対象の「いきがい作り講座」、高齢者対象の「スマートフォン教室」や生きがいのある充実した生活に繋がるよう多くの学習機会を提供する「すずらん大学」の継続した運営など、生涯にわたり継続的な学びにつながるよう様々な公民館事業を実施してまいります。

図書館は、あらゆる世代の町民の生涯学習活動の核となる大きな役割を担っていることから、気軽に立ち寄ることのできる施設を目指して事業を実施してまいります。

また、幼児期の読み聞かせや児童期の読書は、子どもの成長にとって極めて重要なことから、読み聞かせボランティアグループによるお話し会やブックスタート事業を引き続き実施してまいります。

以上、教育行政の各分野における主要な方針をご説明申し上げました。町議会議員各位並びに町民の皆さまのなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和5年度の教育行政執行方針といたします。